

ID 学園高等学校 学則

学校法人 郁文館夢学園

令和 8 年 4 月 1 日

ID 学園高等学校 学則目次

第1章 総則	第1条～第5条
第2章 課程、学科等	第6条～第7条
第3章 時期等	第8条～第10条
第4章 職員組織	第11条
第5章 入学、卒業等	第12条～第21条
第6章 教育課程、単位認定等	第22条～第26条
第7章 賞罰	第27条～第28条
第8章 校納金	第29条～第32条
第9章 雑則	第33条

附則

- 別表1 本校、協力校、面接指導施設
- 別表2 課程、修業年限、学科、コース、定員
- 別表3 標準的な教育課程（添削指導回数・面接指導回数）
- 別表4 校納金

ID 学園高等学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に後期中等普通教育を通信制課程で行うとともに、国際性や社会性の育成に重点を置くコースの設置等により、グローバル化や多様化が進む社会において、より良く生きるための力の伸長に資する教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、ID 学園高等学校と称する。

(位置)

第3条 本校は、長野県東御市新張 1931 番地に位置する。

(教育区域)

第4条 本校は、次の1都2府11県を教育区域とする。

長野県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県、静岡県、大阪府、兵庫県、京都府、奈良県

(本校、協力校、面接指導施設)

第5条 本校および本校の協力校と面接指導施設については別表1に定めるとおりとする。

第2章 課程、定員等

(課程、修業年限、学科、コース、定員)

第6条 課程、修業年限、学科、型・コース、定員については別表2に定めるとおりとする。

(コース特徴)

第7条 前条の何れのコースも、単位修得及び卒業資格取得を目指すための学習活動を第一義とするが、これに加えて、各コース在籍者の全員もしくは希望者に次のような取り組みを実施・提供する。

(1) 通学型

次の5つのコースを設定する。

- グローバルコース・・・原則として週に5日間、学校が定めた場所へ通学し、
2年次を中心に最大11ヵ月、本校が提携する海外高等学校へ留学を行う。
- 起業・ビジネスコース・・・原則として週に5日間、学校が定めた場所へ通学し、
2年次を中心に国内の自治体や企業等でインターンシップを行う。
- 大学受験特化コース・・・原則として週に5日間、学校が定めた場所へ通学し、
教科等学習を行い、学力および応用力の向上を図る。
- 総合進学コース・・・原則として週に5日間、学校が定めた場所へ通学し、
教科等学習を行い、基礎学力の向上を図る。

- 週3日コース・・・原則として週に3日間、学校が定めた場所へ通学し、教科等学習を行い、基礎学力の向上を図る。

(2) 通信型

次の1つのコースを設定する。

- オンライン学習コース・・・自学自習に重点を置き、教科等学習を行うことで、基礎学力の向上を図る。

第3章 時期等

(入学の時期)

- 第8条 原則として4月1日を入学日とするが、この日以降の入学希望者についても、1年間を通して適宜入学選考の受付を行う。
 なお、この場合、入学許可日は毎月1日とする。

(学期)

- 第9条 学期は2期制とし、各学期の始期・終期は次のとおりとする。
 前期 4月1日から9月30日まで
 後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

- 第10条 休業日は次のとおりとする。
- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 創立記念日 11月13日
 - (4) 春季休業日 3月19日から4月7日まで
 - (5) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで
 - (6) 冬季休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 面接指導、試験、その他活動を、前項の休業日に実施することがある。

第4章 職員組織

(職員組織)

第11条 下記の職員構成で校務運営にあたる。

校長	副校長	教諭	講師	事務職員	学校医	学校歯科医	学校薬剤師
1名	1名以上	5名以上	若干名	2名以上	1名	1名	1名

2 前項の職員以外に又は前項の教諭に代えて次の職員を置くことができる。

教頭	主幹教諭	指導教諭
1名以上	1名以上	1名以上

3 本校と、本校の協力校である郁文館高等学校及び郁文館グローバル高等学校の設置者が同一法人であるため、本条で示した職員には、本校と協力校、或いは本校と法人本部を兼務する者を含むことがある。

第5章 入学、卒業等

(入学資格)

第12条 本校に入学することができる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者及び次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者。
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (3) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示58号）
- (4) 学校教育法第18条の規定により保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子女で、文部科学大臣の定めるところにより中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者。
- (5) その他校長において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者。

(出願手続き)

第13条 本校に入学しようとする者は、入学願書及び入学審査料納入に加え、次の事物を指定期日までに提出しなければならない。

- (1) 中学卒業と同時に本校への入学を希望する者
中学校の卒業見込み証明書、その他本校の定める事物。
- (2) 転入学を希望する者
在籍している高等学校長の発行する転入学に関する照会状、成績・単位修得証明書、その他本校の定める事物。
- (3) 編入学を希望する者
最後に在籍していた高等学校長の発行する成績・単位修得証明書、その他本校の定める事物。
- (4) その他の者
本校の定める事物。

(入学許可)

第14条 入学の許可は、選考の上、校長がこれを行う。

(入学手続き)

第15条 入学を許可された者は、本校の定める事物の提出及び校納金の納入を行わなければならない。

- 2 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すことがある。

(留学)

第16条 外国の高等学校に留学しようとするときは、所定の留学願、その他本校の定める事物を添えて願出しなければならない。

- 2 前項により留学を願出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には留学を許可することがある。
- 3 前項の者が留学から復学しようとするときは、所定の復学願、その他本校の定める事物を添えて願出なければならない。
- 4 前項により復学を許可された生徒について、校長は、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」（平成22年文部科学省令第8号）に則して、科目の読み替え等によって36単位を超えない範囲で履修・修得を認定することがある。

(休学)

第 17 条 疾病その他やむを得ない事情により休学しようとするときは、所定の休学願、診断書、その他本校の定める事物を添えて願出しなければならない。

(復学)

第 18 条 休学していた者が復学しようとするときは、所定の復学願、診断書、その他本校の定める事物を添えて願出なければならない。

(転学)

第 19 条 やむを得ない事情により転学しようとするときは、所定の転学願、その他本校の定める事物を添えて願出なければならない。

(退学)

第 20 条 やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の退学願、その他本校の定める事物を添えて願出なければならない。

(卒業)

第 21 条 次の各号の要件を満たしたとき、校長は卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- (1) 別表 3-(1)~(3)定める教育課程により、必履修教科・科目及び総合的な学習の時間の単位を含めて 74 単位以上を履修・修得していること。
- (2) 特別活動に 30 時間以上参加していること。
- (3) 高等学校在籍期間が 3 年以上であること。なお、転入学・編入学の生徒は、過去に在籍した高等学校等における在籍期間も含めて通算する。
- (4) 校納金を完納していること。

第 6 章 教育課程、単位認定等

(教育課程)

第 22 条 高等学校学習指導要領の各教科・科目及び単位数並びに履修等の定めにより、教育課程を編成する。各教科・科目及び単位数等は別表 3 に定めるとおりとする。

(添削指導)

第 23 条 高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、添削指導を行う。各教科・科目等の添削指導回数は別表 3 に定めるとおりとする。

(面接指導)

第 24 条 高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、面接指導を行う。各教科・科目等の面接指導回数は別表 3 に定めるとおりとする。

(試験)

第 25 条 履修する各教科・科目について試験を行う。

(単位認定)

第 26 条 履修教科・科目について、添削指導及び試験が合格基準以上で、所定時間の面接指導を受けているときは、当該教科・科目の単位修得を認定する。

- 2 通信制メディアを利用して行う学習を取り入れた教科・科目又は特別活動については、高等学校学習指導要領の総則第 7 款「通信制の課程における教育課程の特例」に則し、その教科・科目の面接指導時間数又は特別活動の時間数のうち、1 メディア利用の場合は 10 分の 6 以内の時間数を、複数メディア利用の場合は計 10 分の 8 以内の時間数を免除することができる。
- 3 次の各号に該当するときは、本条の規定によらず、当該教科・科目を修得したものと見なし、単位修得を認定することができる。
 - (1) 高等学校卒業程度認定試験において合格点を得た場合には、本校の規程のとおり、本校における履修とみなし、履修・修得を認定することができる。
 - (2) 第 16 条第 4 項に定めたとおり、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、科目の読み替え等によって、36 単位を超えない範囲で履修・修得を認定することができる。
 - (3) 本校の開講教科・科目と同一名称の教科・科目を、他において履修済みの場合には、本校の定める履修単位数を上限とし、これを履修済みとして認定することができる。
 - (4) 本校の開講教科・科目と異なる教科・科目を、他において履修済みの場合には、履修済みとして認定することができる。
 - (5) 主として専門学科において開設される教科・科目及び学校設定科目を、他において履修済みの場合には、履修済みとして認定することができる。

第 7 章 賞 罰

(表彰)

第 27 条 学業、人物その他について、他の生徒の模範となる優秀な生徒については、これを表彰することができる。

(懲罰)

第 28 条 校規・校則に従わず、その本分にもとる行為があった生徒について、懲戒処分を行う。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒について行うものとする。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく履修・出席状況が常でない者
 - (4) 校規・校則に違反して指導に従わない者
 - (5) 相当期間にわたり校納金を納入しない者
- 4 第 1 項の懲戒処分を行うときは、生徒の心身の発達に応じた教育上必要な配慮をしなければならない。

第8章 校納金

(校納金)

第29条 各種校納金については別表4に定めるとおりとする。

但し、成績優秀者や個別の家庭事情等によっては、校長の判断によって、費用の減免措置を行うことができる。

2 本条校納金の金額については、経済情勢等により改訂することがある。

(校納金の不還付)

第30条 すでに納入した入学検定料、入学金及び授業料は、入学や履修・修得の有無に関わらず、これを返金しない。

(年度途中での転入者もしくは転出者に係る校納金の徴収又は還付)

第31条 年度途中での転入者もしくは転出者については、

本校教育充実費、通学型プログラム費（通学型生のみ）

及び通学型教育充実費（通学型生のみ）を月数按分で徴収もしくは返金する。

(授業料等の軽減)

第32条 授業料等の軽減については、長野県「私立高等学校授業料等軽減事業補助金交付要綱」（平成6年3月31日 5広第361号総務部長通知）に基づいて行う。

第9章 雑則

(雑則)

第33条 この学則の施行に係る必要な事項は、校長がこれを別に定める。

附則

- 1 本学則は令和2年4月1日より施行する。
- 2 本学則は令和3年4月1日より施行する。
- 3 本学則は令和4年4月1日より施行する。
- 4 本学則は令和5年4月1日より施行する。
- 5 本学則は令和6年4月1日より施行する。
- 6 本学則は令和7年4月1日より施行する。
- 7 本学則は令和8年4月1日より施行する。

別表1 本校、協力校、面接指導施設

(1) 本校

名称	設置者	定員	位置
ID 学園高等学校	学校法人郁文館夢学園	845	長野県東御市新張 1931 番地

(2) 協力校

名称	設置者	定員	位置
郁文館高等学校	学校法人郁文館夢学園	—	東京都文京区向丘 2-19-1
郁文館グローバル高等学校			
清風高等学校	学校法人清風学園	—	大阪府大阪市天王寺区石ケ辻町 12-16

(3) 面接指導施設

名称	位置	定員	区域	授業料 入学金
水道橋キャンパス	東京都千代田区神田三崎町 3-2-14 1F・2F・3F・B1F	320	1 都 2 府 11 県 長野県・群馬県 栃木県・茨城県 千葉県・東京都 埼玉県・神奈川県 山梨県・静岡県 大阪府・兵庫県 京都府・奈良県	本校に 同じ (別表4参 照)
御殿場サテライトキャンパス	静岡県御殿場市萩原 1209-1	40		
東京本部	東京都千代田区神田三崎町 2-18-9 3F	20		
池袋キャンパス	東京都豊島区西池袋 1-10-10 6F	155		
大宮キャンパス	埼玉県さいたま市大宮区桜木町 2-155 1F・2F・3F	207		
立川キャンパス	東京都立川市曙町 2-4-3 3F	160		
神楽坂サテライトキャンパス	東京都新宿区水道町 1-19 3F	40		
秋葉原キャンパス	東京都千代田区外神田 1-16-8 ギークス秋葉原 6F	280		
横浜キャンパス	神奈川県横浜市西区南幸 2-15-20 YBS 南幸ビル 6F	158		
甲府サテライトキャンパス	山梨県甲府市高畑 2-530-1	45		
宇都宮サテライトキャンパス	栃木県宇都宮市東宿郷 4-6-5	40		
前橋サテライトキャンパス	群馬県前橋市表町 2-10-1	60		
上田サテライトキャンパス	長野県上田市中央 1-1-22 榊林本店ビル 2 階	30		
松本サテライトキャンパス	長野県松本市深志 2-1-5	20		
大阪天王寺サテライトキャンパス	大阪府大阪市阿倍野区丸山通 1 丁目 6-3	40		
水戸サテライトキャンパス	茨城県水戸市三の丸 2-1-23 中村屋ビル 1F	40		

(4) 学習支援施設

教育区域	施設の名称	所在地	定員(人)
首都圏	代々木学習センター	東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-8-2	28
関西	大阪中央学習センター	大阪市天王寺区東高津町 9-23-5F	14
関西	明石学習センター	兵庫県明石市相生町 2 丁目 5-8 3F	32
長野県	長野駅東口学習センター	長野市栗田 3 4 3 - 1	57
長野県	佐久岩村田学習センター	佐久市岩村田 7 9 5 - 1 神津ビル 2F	29
長野県	上諏訪駅前学習センター	諏訪市諏訪 1 - 3 - 7	25
長野県	飯田駅前学習センター	飯田市東和町 2 - 3 3 - 5	68
長野県	屋代駅前学習センター	千曲市小島 3 1 4 6 宮坂ビル 1・2F	31
長野県	小諸駅前学習センター	小諸市相生町 2 - 2 - 2 5 小久ビル 2F	16
長野県	須坂駅前学習センター	須坂市北横町 1 2 9 5 - 1 シルキービル 2F	26
長野県	長野大通り学習センター	長野市南千歳 2 - 8 KATEKYO ビル	12
長野県	長野吉田学習センター	長野市吉田 2 - 9 - 6 岡沢ビル 3F	44
長野県	上田原学習センター	上田市上田原 8 0 2 - 1 9 セイワビル 2F	15
長野県	運動公園前学習センター	長野市東和田 5 9 2 山陽運動公園ビル 2F	27
長野県	塩尻駅前学習センター	塩尻市大門 8 - 5 6 1 - 5 小沢ビル 3F	22
長野県	M ウイング学習センター	松本市中央 1 - 1 8 - 1	26
長野県	中野駅前学習センター	中野市西 1 -564-1 門脇ビル北 1・2F	37
長野県	穂高柏矢町学習センター	安曇野市穂高 7 6 4 サンライズあづみ野ビル 2F	24
長野県	村井駅前学習センター	松本市村井町南 1-35-51 メゾン西中屋 1F	27
長野県	岡谷学習センター	岡谷市本町 4-11-34	23
長野県	篠ノ井駅前学習センター	長野市篠ノ井布施高田 8 7 2 田中ビル 1F	35
長野県	茅野駅前学習センター	茅野市ちの 3 5 5 0 - 2 9 シナノヤビル 2F	23
長野県	松本桐学習センター	松本市桐 3-2-45 山本ビル 201	20

別表2 課程、修業年限、学科、コース、定員

課程	修業年限	学科	型・コース		定員
単位制による 通信制課程 (広域)	3年以上	普通科	通学型	グローバルコース	40名
				起業・ビジネスコース	30名
				大学受験特化コース	130名
				総合進学コース	200名
				週3日コース	900名
			通信型	オンライン学習コース	1,200名
合計					2,500名

別表3 標準的な教育課程（添削指導回数・面接指導回数）

【教育課程表（履修のモデルケース）】

教科等	開講科目	単位数	1年	2年	3年	標準 単位数	添削指導		面接指導			
							1単位 あたり	合計 (単位時間)	1単位 あたり	合計 (単位時間)	メディア 学習	対面 指導
国語	現代の国語	2	2			2	3	6	1	2	1	1
	言語文化	2	2			2	3	6	1	2	1	1
	論理国語	4			△4	4	3	12	1	4	2	2
	文学国語	4			△4	4	3	12	1	4	2	2
	国語表現	4		4		4	3	12	1	4	2	2
地理 歴史	地理総合	2		2		2	3	6	1	2	1	1
	歴史総合	2	2			2	3	6	1	2	1	1
	日本史探究	4		▲4	△4	3	3	12	1	4	2	2
	世界史探究	4		▲4	△4	3	3	12	1	4	2	2
公民	公共	2	2			2	3	6	1	2	1	1
	倫理	2			◆2	2	3	6	1	2	1	1
	政治・経済	2		2		2	3	6	1	2	1	1
数学	数学Ⅰ	4	4			3	3	12	1	4	2	2
	数学Ⅱ	4		▲4	△4	4	3	12	1	4	2	2
	数学Ⅲ	4				4	3	12	1	4	2	2
	数学A	2	2			2	3	6	1	2	1	1
	数学B	2		★2	◆2	2	3	6	1	2	1	1
	数学C	2				2	3	6	1	2	1	1
理科	科学と人間生活	2	2			2	3	6	4	8	4	4
	物理基礎	2				2	3	6	4	8	4	4
	物理	4				4	3	12	4	16	8	8
	化学基礎	2				2	3	6	4	8	4	4
	化学	4				4	3	12	4	16	8	8
	生物基礎	2		2		2	3	6	4	8	4	4
	生物	4				4	3	12	4	16	8	8
保健 体育	体育	8	2	4	2	7~8	1	8	5	40	24	16
	保健	2		2		2	3	6	1	2	0	2
芸術	書道Ⅰ	2	2			2	3	6	4	8	4	4
外国 語	英語コミュニケーションⅠ	4	4			3	3	12	4	16	8	8
	英語コミュニケーションⅡ	4		4		4	3	12	4	16	8	8
	英語コミュニケーションⅢ	4			△4	4	3	12	4	16	8	8
	論理・表現Ⅰ	2	2			2	3	6	4	8	4	4
	論理・表現Ⅱ	2		★2		2	3	6	4	8	4	4
	論理・表現Ⅲ	2				2	3	6	4	8	4	4
家庭	家庭基礎	2	2			2	2	4	2	4	2	2
情報	情報Ⅰ	2		2		2	2	4	2	4	2	2
	総合的な探究の時間	6	2	2	2	3~6	1	6	1	6	0	6
履修単位数合計			30	30	14							
			74									

〔補足〕

- ※ 数学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲは順に履修する。
- ※ ▲の中からいずれかの科目からの1科目選択を意味する。
- ★の中からいずれかの科目からの1科目選択を意味する。
- △の中からいずれかの科目からの2科目選択を意味する。
- ◆の中からいずれかの科目からの1科目選択を意味する。
- ※ 同じ科目の再度履修はできない。
- ※ 転入学および編入学において半期での単位認定を許可する場合がある。

別表4 校納金

(1) 基礎費用について・・・全コース共通でかかる費用

項目	金額	備考
入学検定料	15,000 円	入学時のみ
入学金	50,000 円	入学時のみ
授業料	6,900 円×履修単位数 9,900 円×履修単位数	令和7年度までの入学生に適用 令和8年度以降の入学生に適用
本校教育充実費	48,000 円 54,000 円	令和6年度までの入学生に適用 令和7年度以降の入学生に適用

(2) 各コースの費用について

①通信型

オンライン学習コース・・・(1)の基礎費用のみ

②通学型

(ア)週3日コース・・・基礎学費に下記項目を合わせたもの

項目	金額	備考
登録費	100,000 円	入学時のみ
通学型プログラム費	202,800 円	
通学型教育充実費	136,800 円 140,400 円	令和6年度までの入学生に適用 令和7年度以降の入学生に適用

(イ)総合進学コース・・・基礎学費に下記項目を合わせたもの

項目	金額	備考
登録費	100,000 円	入学時のみ
通学型プログラム費	364,800 円	
通学型教育充実費	228,000 円 234,000 円	令和6年度までの入学生に適用 令和7年度以降の入学生に適用

(ウ) 大学受験特化コース・・・基礎学費に下記項目を合わせたもの

項目	金額	備考
登録費	100,000 円	入学時のみ
通学型プログラム費	364,800 円	
通学型教育充実費	228,000 円 234,000 円	令和 6 年度までの入学生に適用 令和 7 年度以降の入学生に適用
大学受験特化コース 登録費	20,000 円	
大学受験特化コース プログラム費	408,000 円	

(エ) グローバルコース・起業・ビジネスコース・・・基礎学費に下記項目を合わせたもの

項目	金額	備考
登録費	100,000 円	入学時のみ
通学型プログラム費	588,000 円	2 年次は留学期間に応じて異なる
通学型教育充実費	228,000 円 234,000 円	2 年次は留学期間に応じて異なる 令和 6 年度までの入学生に適用 令和 7 年度以降の入学生に適用

〔補足〕

※転入学の場合、次の 4 費目については、月割で計算・徴収する。

「本校教育充実費」「通学型プログラム費」「通学型教育充実費」「大学受験特化コースプログラム費」

※グローバルコース、起業・ビジネスコースは留学期間に応じて通学型プログラム費と通学型教育充実費を月割で計算・徴収する。